

猪 名 川 町 立 学 校 施 設 等
L E D 照 明 器 具 長 期 賃 貸 借 業 務

令 和 6 年 4 月

猪名川町教育委員会事務局 教育振興課

猪名川町立学校施設等 LED 照明器具長期賃貸借業務 業務仕様書

1 事業名称

猪名川町立学校施設等 LED 照明器具長期賃貸借業務

2 事業概要

2-1 事業目的

本町教育委員会(以下、「本町教委」という。)が所管する町立小学校(6校)・中学校(2校)及び幼稚園(2園)(以下、「学校等」という。)の敷地内に設置した照明器具のLED化及び点消灯管理機器(タイマー、自動点滅器等)の効率化により、「CO2 排出量の抑制」と「ランニングコストの削減」とともに「保守管理の合理化」を図るもの。

2-2 適用・趣旨

本仕様書は、本町教委が発注する本事業において必要な仕様等を示し、受注者の適正な履行を図るもの。

2-3 対象施設・設備数

(1) 対象施設一覧

分類	学校園名	住所
小学校	猪名川小学校	柏梨田字イノ谷 11 番地
	楊津小学校	木津字茶垣内 11 番地の 3
	大島小学校	島字賀島 5 番地
	松尾台小学校	松尾台 2 丁目 3 番地 2
	白金小学校	白金 2 丁目 7 番地
	つつじが丘小学校	つつじが丘 1 丁目 45 番地
中学校	猪名川中学校	白金 1 丁目 65 番地
	清陵中学校	原字尾鼻ヶ尾 747 番地
幼稚園	猪名川幼稚園	若葉 1 丁目 48 番地 1
	六瀬幼稚園	笹尾字加門田 6 番地

(2) 対象設備（想定数量）

(単位:台)

学校園名	屋内灯			屋外・半屋外灯			合計
	直付型	埋込型	その他	直付型	街路灯	その他	
猪名川小	392	30	290	72	4	12	800
楊津小	354	56	151	3	0	22	586
大島小	229	95	312	16	0	34	686
松尾台小	316	65	361	12	9	33	796
白金小	532	74	333	50	11	11	1,011
つつ小	567	95	306	8	8	18	1,002
猪名川中	625	103	418	20	9	31	1,206
清陵中	396	39	326	39	6	9	815
猪名川幼	68	0	11	1	0	6	86
六瀬幼	78	16	15	4	0	3	116
合計	3,557	573	2,523	225	47	179	7,104

※詳細は、＜別紙1 既存照明リスト＞参照

(3) その他（対象施設・設備に係る事項）

本事業の対象設備は、校舎棟・付属棟・機械庫等の屋内照明及び敷地内に設置された屋外照明の全てとする。ただし、下表に記載する箇所は対象外とする。

▶ 対象外施設・棟一覧

分類	学校園名	対象外箇所
共通	—	体育館(アリーナ・舞台照明のみ) 中学校 柔剣道場(高天井部のみ) プール棟(管理棟・外灯含む全て)
小学校	猪名川小学校	<u>管理棟1階教職員トイレ</u> まちづくり協議会棟(プレハブ棟)
	楊津小学校	—
	大島小学校	まちづくり協議会棟(プレハブ棟)
	松尾台小学校	<u>街路灯(7灯)</u>
	白金小学校	まちづくり協議会棟(プレハブ棟) 多目的ホール(高天井部6灯) <u>中央・東校舎棟トイレ、体育館棟トイレ</u>
	つつじが丘小学校	学童教室棟(プレハブ棟)

中学校	猪名川中学校	通級教室棟(プレハブ棟) 多目的ホール(高天井部8灯) <u>管理・南・北棟トイレ</u>
	清陵中学校	体育倉庫棟 <u>体育館(教室室・トイレ)</u>
幼稚園	猪名川幼稚園	—
	六瀬幼稚園	—

※対象外施設等の詳細は、＜別紙 2 施設平面図(対象外含む)＞参照

※表中の波下線箇所は、不具合発生時の「原因調査」「改修提案」を保守管理に含む

2-4 契約

(1) 契約方式

サービス付き^{※1}賃貸借契約（無償譲渡権付リース契約）

(2) 契約期間

契約締結日 ～ 令和 17(2035)年 3 月 31 日

上記期間は、現況調査・照明器具更新等に関する業務(以下、「計画・工事業務」という。)と照明器具賃貸借に関する業務(以下、「賃貸借業務」という。)の合計とし、各業務の期間は「2-5 業務期間・業務概要」に示す。また、契約期間満了後の物品等は本町及び本町教委へ無償で譲渡する。

(3) 契約額・支払い

- ① 賃貸借料は、機器費、更新工事費、廃棄物処理費、保守管理費、その他諸経費、金利等に消費税相当額を加えたものを総額とし、支払いは令和 7(2025)年 4 月より発生するものとする。
- ② 賃貸借料の支払いは「年 4 回（基準月の毎翌月末 水曜日）」とする。
[基準月] 6 月、9 月、12 月、3 月 ※例:4～6 月分 ⇒ 7 月末(水曜日)
- ③ 受注者は「基準月の翌月 5 日まで」に対象月分の請求書を提出する。
- ④ 支払い回数は「令和 7(2025)年 7 月の初回払い」から「令和 17(2035)年 4 月末まで」の全 40 回とする。

(4) 賃貸借物の供用開始

賃貸借物の供用は、設置した物品から順次開始する。ただし、支払いは前項(3)に記載のとおりとする。

(5) 借入物品総数

本契約における借入数は、賃貸借業務の開始日までに管理台帳等の書類を含む本町教委の検査に合格した物品の総数とする。

※1 サービス付き：本事業においては、現況調査、器具選定・提案、設置業務及び賃貸借期間中の賃貸借物品以外の不具合に対する調査・改修提案等の付帯業務のこと。

(6) その他（契約に係る事項）

- ① 受注者は、受注決定後 5 日以内に＜別紙1 既存照明リスト＞に基づく LED 照明器具の規格申請書を本町教委に提出し、承諾を得る。
- ② 賃貸借業務期間中(10 年間)に学校等の統合・廃校又は減築等の事由により借入数の減少が発生した場合は、必要に応じて別途協議を行い双方の合意に基づき契約内容及び契約額等の変更を行う。

2-5 業務期間・業務概要

(1) 業務期間

【計画・工事業務】 契約締結日 ～ 令和 7(2025)年 3 月 31 日
【賃貸借業務】 令和 7(2025)年 4 月 1 日 ～ 令和 17(2035)年 3 月 31 日

(2) 業務概要



3 業務内容・仕様

3-1 計画業務

受注者は、契約後速やかに下記計画書を作成し、本町教委へ提出する。双方の協議に基づき、必要に応じて加筆・修正し、本町教委の承諾を得る。

(1) 現況調査計画

調査日時・工程及び調査結果の報告に用いる報告様式等の「現況調査に係る計画書」を作成し、承諾を得る。

(2) 施工計画

施工時期、工程、体制、安全管理、廃棄機器の処分等を記載した「施工に係る計画書(当初案)」を作成し、本町教委に提出・承諾を得る。

(3) 保守管理計画

保守管理体制、管理台帳及び不具合発生時の修繕費負担等の諸条件等をまとめた「保守管理に係る計画書(当初案)」を作成し、本町教委に提出・承諾を得る。

3-2 調査業務

(1) 照明器具（屋内・屋外照明）

既存照明器具の種類、数量、設置箇所、系統(分電盤等)及び点灯状況の調査を行う。不点灯箇所は、照明器具に起因する不具合か(器具の更新により解消する問題か)調査する。

(2) 関連設備（点消灯管理機器、ポール・アーム等）

既存設備の種類、数量、設置箇所の調査を行う。点消灯管理機器においては制御系統及び動作、ポール・アーム等においては劣化・損傷の有無を調査し、再使用(長期使用)可能か調査する。

(3) 環境測定

文部科学省告示第六十号 学校保健安全基準及び、日本産業規格(以下、「JIS」という。)照度基準 Z 9110:2010 等に基づき、指定された場所の現況照度を測定する。現況照度の測定対象は、屋内、屋外、廊下等の指定場所とし、詳細は契約後の協議で決定するが、調査箇所は各施設10教室程度とする。照度測定に用いる機材は、光電池照度計 JIS C 1609-1:2006 の規格に適合する照度計を用いる。

(4) 調査結果報告書

- ① 受注者は、照明器具・分電盤等の配置図・数量表及び機器リスト、設置及び劣化等の状態がわかる写真をまとめ、想定数量との差異を明確にした報告書を本町教委に提出する。配置図作成に必要な施設図面データ(CAD)は本町から提供するが、受注者において必要な加筆・修正等の編集を行い使用する。
- ② 現況照度の測定結果は関連基準を満たすか判定し、報告書を本町教委に提出する。

3-3 選定業務（照明器具等の選定・実施効果の試算）

(1) 照明器具の選定

現況調査の結果に基づき、下記条件を満たす照明器具等を選定・提案する。照明は、原則器具交換とするが、意匠性等の事由により既存同等以上の製品が市場に無い場合は本町教委の承諾を得てランプ交換とする。ランプ交換とする場合は、既存照明器具の劣化等を確認のうえ、必要に応じて部品交換等の業務を本事業にて実施する。

① 共通事項(屋内・屋外照明)

- ▶ ISO9001(品質)及びISO14001(環境)を取得し、製造・販売実績が15年以上ある日本の国内メーカーにおいて、国内で生産されたもの。
- ▶ 「ベースライト型」、「ダウンライト型」、「高天井型」等の照明は、全て JIL5004「公共施設用照明器具」の対応登録機種を持つメーカーのもの。
- ▶ 令和7(2025)年3月末までに本町教委の完了検査に合格できる日程で製造・供給できるもの。
- ▶ LED 照明に関する JIS、文部科学省告示第六十号 学校保健安全基準等の関連法令・規格・基準における推奨照度(500lx)を満たすもの。(下記参考法令・規格・基準)
 - JIS 及び日本照明工業会(JLMA)
 - 文部科学省告示第六十号 学校保健安全基準
 - 建築基準法
 - 消防法
 - 電気用品安全法(PSE) 等

② 平均演色評価数(Ra)は、原則80以上のもの。ただし、高天井用については原則70以上のもの。

③ LED モジュールの定格寿命は、下記以上のもの。

- ▶ 【屋内灯】 40,000 時間以上 (光束維持率 70%以上)
- ▶ 【屋外灯】 60,000 時間以上 (光束維持率 70%以上)
- ▶ 【高天井】 40,000 時間以上 (光束維持率 80%以上)

④ 色温度は、原則下記のもの。

- ▶ 【屋内灯】 4,200K (昼白色) ※左記を原則とし、本町教委との協議により決定する。
- ▶ 【屋外灯】 5,000K (昼白色)
- ▶ 【高天井】 5,000K (昼白色)

⑤ グレア^{※2}が発生しない又はグレア対策済のもの。

⑥ フリッカー^{※3}が発生しない又はフリッカー対策済のもの。

⑦ 既設照明器具に防球・拡散等のカバー類、遮光板等が設置されている場合、同等の付属物が取付け可能なもの。又は、同等以上の機能が見込めるもの。

※2 グレア : 不快感のある眩しさのこと。光源を見た時に視界が真っ白になったり、暗い場所で明るい光を見た時に眩しく感じたり、強い光を見たあとに残像が見えたりといった現象の総称。

※3 フリッカー : 照明のちらつきのこと。60Hz帯(西日本)では、通常1秒間に約120回の点滅が起きているが、機器が古くなると1回の間隔が長くなり、「ちらつき」を感じるようになる。

- ⑧ 屋外灯においては、遮光板等が後付け可能なもの。(近隣住民からの要望により本町教委が必要性を認めた場合は遮光板等の設置を求める場合がある)
- ⑨ 屋外・半屋外灯においては、防雨・防塵性能を有するもの。
- ⑩ 屋外灯においては、落雷による故障を低減するための雷サージ^{※4}機能を有するもの。
(ノーマルモード¹:4kV以上, コモンモード²:15kV以上)
- ⑪ 防犯灯においては、公益社団法人日本防犯設備協会の「優良防犯機器認定制度(RBSS)」認定品又は同等以上の性能有するもの。
- ⑫ 初期照度を長く保つための補正機能を有するもの。
- ⑬ 既設器具よりも器具の受圧面積が大きい照明器具を既設ポール・アーム等に設置する場合は、JIL 1003:2009「照明用ポール強度計算基準」に規定する所定の計算を行い、安全性が確認できたもの。
- ⑭ 現況照度の調査にて文部科学省及び JIS の定める照度(推奨)に満たない箇所があった場合は、適切な照度が確保できるもの。既設と同数では適切な照度が確保できないと判断される場合には、照明器具の配置・増設等を提案する。

(2) 点消灯管理機器の選定

現況調査の結果に基づき、点消灯管理機器(タイマー、自動点滅器)等を選定・提案する。機器の仕様は下記のとおりとする。

- ① タイマー(屋外照明系統)
 - 既存の仕様に関わらず、プログラムタイマーへ更新する。
 - 【参考】 Panasonic 製 TB252101N(ソーラー機能付き) 同等以上
- ② 採光型自動点滅器(屋外照明系統)
 - 既存同等品以上へ更新する。タイマー管理を併用する系統の場合、採光型自動点滅器は撤去する。
- ③ 人感型自動点滅器(トイレ系統)
 - 既存同等品以上へ更新する。
- ④ その他
 - 記載の無い管理機器があった場合は本町教委に報告し、対応を検討する。

(3) 実施効果の試算

既設照明器具と設置を予定する照明器具の消費電力から、本事業の実施により期待されるCO2排出量の抑制と電気使用料の削減効果を試算し、報告する。

(4) その他

受注者が提案した物品について、機能・意匠、周辺環境特性等の事由から変更を指示する場合がある。

^{※4} 雷サージ : 雷により発生する短時間の異常な過電圧や過電流のこと。

3-4 施工業務

(1) 施工計画

受注者は、契約後に作成した施工計画書の工程等について見直し(現況調査においてアスベスト^{※5}及び PCB^{※6}等の含有が見込まれる建材、器具等が発見された場合は、関係法令に基づき適切に撤去・処分を行うための計画も含む)を行い、本町教委の承諾を得る。施工計画には、既存器具等の撤去・処分に係る事項も含める。

(2) 施工(賃貸借物品の設置)

① 共通事項(安全管理等)

- 工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「各種標準仕様書」及び関連法令に基づき実施する。また、周辺環境等により、本町教委から指示があった場合は、その指示に従う。
- 高所作業は、労働基準法や労働安全衛生法、その他労働に関する法律及び規則等に則り、十分な安全確保を図るとともに、交通誘導員等を配置して通行人がいる場合は直ちに作業を中止する。
- 工事資材等の置き場については、本町教委及び学校長等と協議のうえ、学校の余裕教室等を活用する。またバック等コンテナを設置する場合は、学校関係者及び一般来訪者等の動線を考慮した場所に設置し、事故やいたずら防止のため、侵入防止柵等の安全対策を行う。(幼稚園においては、敷地面積及び園児等の安全配慮の観点から、原則資材置場やバック等は近隣の町立学校等を利用する)
- 工事に必要な手続きは、関係法令等に則り適切に実施する。なお、手続き等に係る一切の費用は本業務に含む。
- 作業場所や資材置場等に児童・生徒・園児でもわかりやすい看板(ラミネートされた印刷物等)を設置し、作業期間中の事故防止に努める。
- 工事期間中は周辺環境の安全に配慮し、必要に応じて交通誘導員等を配置する。施設外からの作業により道路等の通行制限が必要な場合、必要な協議・申請等を関係機関に行う。なお、協議・申請等に係る一切の費用は本業務に含む。

② 既存照明器具等の撤去・賃貸借物品を設置する。なお、施工に伴い発生する天井・壁補修等も本業務の対象とする。

③ 高天井部への照明器具の設置は、適切な落下防止措置を講じる。

④ ポール・アーム等を塗装(耐候性塗料 1 級)する。塗装後の養生期間は周囲を区画し、養生期間中である旨の注意喚起を明確に行う。

⑤ ポール・アーム等が腐食等により長期使用が困難な場合は、本町教委と対応を協議する。

⑥ 配線等は、原則既存利用とし、劣化・損傷により長期使用が困難な場合は本町教委と対応を協議する。

※5 アスベスト : アスベスト(石綿)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物のこと。繊維が極めて細かく、飛散により人体に取込まれることにより、肺線維症(じん肺)及び悪性中皮腫の原因となるため危険視される物質。

※6 PCB : PCB は、ポリ塩化ビフェニルのこと。生体内に取込まれやすいうえ残留性が高く、皮膚障害等の慢性毒性が危険視される物質。

- ⑦ 対象器具の施工前後の状態を撮影(以下、「前後写真」という。)する。
- ⑧ 撤去後、設置作業中等の各種工程を撮影(以下、「工程写真」という。)する。ただし、工程写真は器具の種類毎に撮影するものとし、同じ器具の撮影は省略できる。
- ⑨ 設置した器具等には、本事業の対象と対象外を明確にするための保守管理用のナンバリングプレート又はシール等を作成し、設置する。(管理番号が記載されたものが望ましいが、色分けによる判別も可とする。)ただし、事前にサンプルを本町教委に提出し、承諾を得て実施する。
- ⑩ 設置した器具等は、点消灯及び動作確認を実施する。既存設備による不点灯や動作不良が発覚した場合は、原因と対策の案を本町教委に報告する。

(3) 施工結果報告

受注者は、照明器具・分電盤等の配置図・数量表、機器リスト及び写真帳(前項の前後写真、工程写真)等の資料一式をまとめ、報告書を本町教委に提出する。仕様は前述「3-3-2 (4)調査結果報告書作成」と同様とする。

(4) その他(施工業務に係る事項)

- ① 作業時間は下記を原則とし、受注者決定後に本町教委、各施設の学校長等と協議のうえ決定する。また夜間作業(土日祝含む)については、本町教委及び学校長等協議の上、合意があれば作業可とする。
 - 【平日(月～金)】 09:00 ～ 17:30 (夜間作業時間:協議の上決定)
 - 【休日(土日祝)】 09:00 ～ 17:30 (夜間作業時間:協議の上決定)
- ② 工事関係車両においては、児童・生徒・園児等の安全を考慮し、施設内への入退場制限時間を設ける。
 - 【制限時間】 登校時間「07:30～08:30(夏休み期間を除く)」
 - ※下校時間及び施設の実態による制限は、協議により決定する。
- ③ 協力業者を使用する場合、地域活性化の観点から町内に本社・本店・支店がある事業者の積極的な活用に努める。
- ④ 近隣住民からの要望には、本町教委と協議のうえ迅速に対応する。なお、それらに係る資機材等の費用は本事業に含める。(遮光板の設置、角度調整等)

3-5 現場検査

受注者は施設毎に施工完了の報告を行い、本町教委の現場検査を受検する。本町教委の検査員から手直し等の指摘を受けた場合は速やかに適切な処置を行い、再度受検する。なお、検査に係る一切の費用は本業務に含む。

3-6 書類検査

受注者は、賃貸借業務の開始日までにこれまで作成した書類一式(調査・設置・保守管理に係る計画書及び報告書等)を整理し、書類検査を受検する。本町教委の検査員から手直し等の指摘を受けた場合は速やかに適切な処置を行い、再度受検する。なお、検査に係る一切の費用は本業務に含む。

合格後は、速やかに検査に使用した関係書類及び調査・施工時に撮影した写真等のデータ一式

を電子媒体で本町教委に提出する。

3-7 保守・管理業務

受注者は、賃貸借物品の設置完了から賃貸借業務期間の終了まで正常な状態で使用できるように下記内容を遵守し、保守管理を行う。

(1) 対象設備

保守・管理の対象設備は、本業務において設置した全ての照明器具及び関連制御機器とする。また、「2 2-3 (3) その他(対象施設・設備に係る事項)」に示す対象外箇所の内、波線で示す箇所の照明においては、本町教委又は学校教職員からの要請に応じ、不具合原因の調査・報告、改修提案を本業務の対象とする。

(2) 保守管理体制

保守管理の体制は、不具合発生時に迅速に対応できる体制を確立するため、定期的な見直しを行う。体制・組織・担当者・緊急時の連絡先(携帯番号)等に変更が発生した場合は、速やかに本町教委へ報告する。

(3) 不具合発生時の調査・対応

- ① 保守管理対象設備に不具合が生じた場合は、本町教委又は学校教職員からの要請に応じて3営業日(土・日・祝日等は除く)以内に原因調査を行い、本町教委に報告する。調査日は、学校長等と調整して本町教委に報告する。なお、緊急性が高い不具合においては、本町教委が夜間・休日の調査並びに24時間以内の応急措置を指示する場合がある。
- ② 学校教職員から調査要請を受けた場合は、速やかに調査予定日等を本町教委に報告する。
- ③ 調査結果から不具合の原因・修繕方法を本町教委に報告し、承諾を得て実施する。
- ④ 屋外照明において、ポール・アーム等が経年劣化により更新する必要がある場合は、対応を本町教委と協議する。

(4) 修繕費等の負担

修繕に要する費用については、不具合等の原因により本町教委又は受注者が負担する。下記に記載の無い事項は、協議のうえ決定する。

- ① 本町教委が負担する場合
 - (ア) 本町及び本町教委の責(本町及び本町教委の発注による清掃・定期点検、修繕作業等)による損害
 - (イ) 地震等の自然災害に起因する損害(下記「②(イ)」を除く)
 - (ウ) 戦争、暴動、変乱による損害
- ② 受注者が負担する場合
 - (ア) 受注者の責(製品不良・施工不良等)による損害
 - (イ) 火災、落雷、盗難、破損、いたずら、その他風水害による洪水、土砂崩れ等による損害

(5) 修繕報告

修繕等が完了した場合、管理台帳に不具合発生日時、原因、対応日時及び修繕方法を簡潔に記載し、本町教委に電子データにて報告する。

4 業務完了

4-1 契約終了に伴う引渡手続き・完了検査等

本事業における契約を適正に履行したことが認められた場合、賃貸借物品や管理台帳等に係る所有権の一切は本町教委に帰属するものとする。受注者は、賃貸借期間中に行った全ての保守管理を記録した管理台帳等の必要書類一式を提出し、本町教委の完了検査を受検する。本町教委の検査員から手直し等の指摘を受けた場合は速やかに適切な処置を行い、再度受検する。なお、検査に係る一切の費用は本業務に含む。

5 その他

5-1 本事業に係る損害

本事業の実施において、本町及び町民が所有する資産(建物、設備、備品等)に損害を与えないよう配慮する。万が一、損害を与えた場合は本町教委に報告のうえ、受注者の責において迅速かつ適切に対処する。

5-2 秘密保持

本事業において知り得た一切の情報は、本町及び本町教委の許可なく第三者に漏洩・開示してはならない。

5-3 再委託禁止

本事業における業務の一括再委託を行ってはならない。

5-4 本仕様書に定めのない事項の取扱い

本仕様書に定めのない事項については、本町及び本町教委と受注者で協議のうえ決定する。

以上